

平成30年度
別府大学大学院 博士後期課程入学資格の個別審査について

文部科学省令 学校教育法施行規則第156条により本学大学院博士後期課程への出願を希望する者について、事前の入学資格審査を行い、受験資格を認定した場合に限り入学試験の出願を認めます。

平成30年度大学院入学資格審査は下記の要領で実施しますので、希望者は申請手続きを行ってください。

1. 入学資格審査を申請できる者

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者、その他の教育施設の修了者であって、平成28年3月31日までに24歳に達しているもの。

申請期限

大学院第2期試験：平成29年12月26日（火）まで（必着）

大学院第3期試験：平成30年 5月18日（金）まで（必着）

3. 申請書類

(1) 入学資格認定申請書（本学所定のもの）

(2) 最終学歴校の卒業証明書、成績証明書

(3) 大学院博士前期（修士）課程を修了した者と同等以上の学力を有することを証するに足る活動の記録。

例えば自作の著書・論文・報告・作品など

(4) 大学（放送大学などを含む）、大学院において科目等履修生などとして取得した単位があれば、その単位取得証明書

4. 申請書類の提出方法及び提出先

(1) 郵送する場合は、必ず書留郵便とし封筒表面に「大学院入学試験認定試験申請書類在中」と朱書すること。

また、返信用封筒（長3号）（郵便番号・住所・氏名を明記したもの）を同封すること。

(2) 持参する場合は、平日、午前9時から午後5時まで本学で受けつけます。
なお、返信用封筒を提出すること。

(3) 提出先 〒874-8501 大分県別府市北石垣 82 別府大学入試広報課
電話 0977-66-9666

5. 審査機関及び審査方法

審査は当該専攻科による書類審査と面接（口頭試問）に基づき行います。

6. 審査結果の通知

面接（口頭試問）の日時は改めて連絡します。

資格審査の判定結果は申請者に対し郵送により通知し、入学資格が認められた者に「入学資格認定書」を交付します。

7. 本件に関する問い合わせ先

〒874-8501 大分県別府市北石垣 82 別府大学入試広報課 電話 0977-66-9666